

聖籠町訓令第10号

聖籠町職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年7月30日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

聖籠町職員人事評価実施規程（平成28年聖籠町訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 個別評語は、業績評価においては5段階、能力評価においては3段階とする。

附 則

この訓令は、公示の日から施行し、この訓令による改正後の聖籠町職員人事評価実施規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。